

## 入湯税の使途状況

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされている。

海津市においては、地方税法に基づく市税条例の規定により、入湯客1人1日について100円を課税しており、令和5年度決算における収入済額は、27,389千円となっている。

### 【歳入】

入湯税収入済額 27,389 千円

### 【歳出】

入湯税充当事業費 308,673 千円

### 【入湯税充当事業】

(単位：千円)

事 業 名		事 業 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	入 湯 税	そ の 他
消 防 施 設 等 の 整 備	消防庁舎管理事業	9,383	0	0	44	2,666	6,673
	常備消防車両等資器材管理事業	91,307	16,442	61,300	0	3,873	9,692
	非常備消防車両資器材等管理事業	38,699	0	15,400	0	6,652	16,647
	消防水利整備事業	2,489	0	0	0	711	1,778
	小 計	141,878	16,442	76,700	44	13,902	34,790
觀 光 施 設 の 整 備	水晶の湯管理事業	23,888	0	0	15,730	2,329	5,829
	宙舟の湯管理事業	121,451	0	103,600	0	5,097	12,754
	小 計	145,339	0	103,600	15,730	7,426	18,583
觀 光 振 興	觀光PR事業	3,875	225	0	0	1,042	2,608
	觀光イベント関連事業	17,581	0	0	0	5,019	12,562
	小 計	21,456	225	0	0	6,061	15,170
合 計		308,673	16,667	180,300	15,774	27,389	68,543